令和８年１０月６日

関　係　者　各　位

地方独立行政法人青森県産業技術センター
理事長　成　田　澄　人

条件付き一般競争入札実施公表

下記の工事について、条件付一般競争入札（地域限定型（ＪＶ））により契約を締結しますので、地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第６条の規定により公表します。

記

１　競争入札に付する事項

（１）工事番号　　青産り研（工）第３号
（２）工事名　　地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所改築機械設備工事
（３）工事場所　　黒石市大字牡丹平字福民地内
（４）工種　　機械設備工事
（５）工期　　契約締結の日の翌日から令和１０年９月３０日まで
（６）工事概要　　研究所棟新築１棟、貯蔵施設棟新築１棟
（空調設備・換気設備・給排水設備ほか工事）
（７）予定価格　　1,469,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、３に定めるところにより審査を受けた者であること。

（１）地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第２号第１項に規定するものに該当しないこと。（未成年者、被保佐人、被補助人、成年被後見人、破産者等でないこと）
（２）青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成２年３月青森県規則第１８号。以下「参加資格規則」という。）第５条第１項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は、再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
（４）中南地域（弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡）、西北地域（五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡）に本店を有していること。
（５）青森県有資格建設業者名簿により、管工事でＡ級またはＢ級に決定されていること。

（６）管工事の建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が６９０点以上であること。
（７）（４）～（６）に該当する者による３者ＪＶ方式とすること。
（８）過去１５年間に代表者が建設工事（工事種別が管工事で、かつ、契約金額３億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率２０％以上の場合に限る。
（９）建設業法第２６条に規定する専任の主任技術者または監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあっては、１級相当の国家資格等を有するものに限る。
(10) 各構成員の出資比率が、２５％以上であること。
(11) 代表者は、Ａ級の業者とする。
(12) 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
(13) 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
(14) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
(15) 参加資格規則第５条第１項の規定により条件付き一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１５号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
(16) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
(17) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
(18) 警察当局から、理事長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、２に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

（１）提出期限　　令和８年１０月２１日午後３時まで（持参に限る。）
（２）提出部数　　１部
（３）提出場所　　青森県黒石市大字牡丹平福民２４
地方独立行政法人青森県産業技術センター
りんご研究所　庶務担当
電話　0172-52-2331
FAX　0172-52-5934

（４）申請書の様式の入手の方法

申請書の様式は、地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所ホームページ（https://www.aomori-itc.jp/soshiki/nou_ringo/）において入手することができます。

（５）その他

ア　申請書の内容については、別途意見を聴取することがあります。
イ　資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
ウ　２に定める資格を認められなかった共同企業体の代表者は、イの通知を受けた日から７

日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ　提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

オ　申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ　申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ　提出された申請書は、返却しない。

4　入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

（1）入札説明書の交付

ア　ホームページによる場合

（ア）期　間　　令和８年１０月７日から令和８年１０月２８日まで

（イ）場　所　　地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所ホームページ
https://www.aomori-itc.jp/soshiki/nou_ringo/

イ　直接受け取る場合

（ア）期　間　　令和８年１０月７日から令和８年１０月２８日まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後４時まで

（イ）場　所　　青森県黒石市大字牡丹平字福民２４
地方独立行政法人青森県産業技術センター
りんご研究所　庶務担当

（2）設計図書の縦覧

ホームページによる

ア　期　間　　令和８年１０月７日から令和８年１０月２８日まで

イ　場　所　　地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所ホームページ
https://www.aomori-itc.jp/soshiki/nou_ringo/

（3）その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、令和８年１０月２１日までに書面により、りんご研究所庶務担当に提出すること。

5　現場説明　　行わない。

6　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　　令和８年１０月２９日　午前１０時００分

イ　場所　　青森県産業技術センターりんご研究所　１階　会議室

7　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

8　最低制限価格　有（事前非公表）

9　保証金

（1）入札保証金　　免除する。（契約事務細則第 11 条第１項第２号）

（２）契約保証金

契約金額の 10 分の１以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。（契約事務細則第 34 条）

ア　契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国、地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ　契約者から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

エ　契約保証金に代え、銀行若しくは理事長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証を担保として提供したとき。

10　契約の締結

落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者の構成員が２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく青森県知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第９号から第１５号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11　落札の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みした者を落札者に決定する。

ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち、最低の価格を持って申し込みした者を落札者とすることがある。

８に掲げる最低制限価格を下回る申込は失格とし、以後の入札には参加させない。

12　入札条件

（１）青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

（２）入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

13　入札書記載金額等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考　入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

14　その他

（1）入札の無効

　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（2）交渉の有無　無

（3）契約書作成の要否　要

（4）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により、締結する予定の有無　無

（5）一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

　青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第５条第１項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書及び技術提案書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札のときにおいて、２に定める資格を有していなければならない。

（6）配置予定技術者等の確認

　落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報提供システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

（7）３カ年の契約金額の配分について

　令和８年度の支払限度額については、工事費内訳書に基づき、予算額等を勘案し、発注者・受注者協議により決定する。令和９年度・令和 10 年度の支払限度額は、契約金額から令和８年度支払限度額を差し引いた金額を、予算額等を勘案し、発注者・受注者協議により決定する。

（8）中間前金払と部分払の選択

　請負代金額 100 万円以上の工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払または部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

15　担当研究所及び所在地

（1）名　称　　地方独立行政法人青森県産業技術センター　りんご研究所

（2）場　所　　青森県黒石市大字牡丹平字福民２４

　　（電話：０１７２－５２－２３３１）